

# 労務 ROAD

## ■労災の特別加入について

社長も入れる労災保険をご存知ですか？  
労務ロードでは、定期的にご案内をおこなっておりますが、  
具体的に特別加入の重要性をご案内いたします。



## 労災保険特別加入制度

従業員は無条件で加入している労災保険ですが、事業主や役員、家族従事者は対象外となります。

対象外の場合、通勤中や業務中に怪我をしてしまった場合は保険証が使用出来ない為、**医療費は10割負担となってしまいます**。また事業主が休業せざるを得ない状況になった場合の補償も無い状況です。

特に、従業員と同様の業務をおこなうことが多い事業主には、リスクも大きい為、事業主が加入出来る「事務組合への特別加入」を推奨しております。

### 手厚い給付内容

療養費のみでは無く労災保険同様に、  
【休業給付】【障害給付】【遺族給付】  
も対象です。



### 低額の保険料

従業員の労災保険率（事業の種類による）と同様の保険率となりますが、特別加入の場合は掛け金を選択できます。  
**最も安価な保険料は、年間 3,192 円**  
（保険率 0.25%（※）、給付基礎日額 3,500 円）※保険率は、事業場ごとの業種により変動します。  
一般的な保険より安価となっております加入するメリットは大きいです。

また、特別加入保険料は従業員の労働保険料と合わせて経費として処理が可能で年3回に分けて納付が可能になります。

### 特別加入制度の条件

労働保険事務組合に委託して加入することが条件です。

※個人で直接特別加入の手続きをすることはできません。

弊所では、「葛城経営研究会」への加入のご案内が可能です。

お手続き等も今まで同様、弊所へのご連絡で煩わしい手間なく申請可能です。  
ご自身の為は勿論、事業所や従業員の皆様の為に未加入の方はご検討されては  
いかがでしょうか？

VOL.941  
(2502-1)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集：井村・杉島・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

大阪出身の夫の実家では、節句ごとの食事を大切にしています。四国出身の私にも馴染みのあるものも多いのですが、1月4日に頂く「ふくわかせ」は結婚して初めて知りました。白粥に水菜と白餅を入れたものなのですが、夫も実家以外で見たことがないそうです。胃を休める効果があるとのことですが、どこの風習なのか由来もわからず、普通に美味しいのですが謎多き食べ物です。  
(村上)



### 2月労務スケジュール

- ・3月決算法人の決算及び申告の準備
- ・令和6年分所得税・個人住民税、個人事業税の確定申告と納付の開始